

一般社団法人大分県サッカー協会 後援事業審査基準（案）

1. 主催者に関する基準

以下のいずれかに該当する団体であること：

- サッカーの普及・振興を目的とする団体（加盟団体、教育機関、地域スポーツ団体等）
- 公的機関（地方自治体等）
- 報道機関
- その他、協会が公益性・信頼性を認める団体

※個人による申請は原則不可。

2. 行事内容に関する基準

以下の項目すべてを満たすこと：ただし※の JFA の後援は必須事項ではない。JFA の後援がある行事については、当協会も後援する。

- サッカーの普及・技術向上・地域振興に寄与する内容であること
 - 大分県民または県内のサッカー関係者を広く対象とすること
 - 営利を主目的としないこと（入場料等が適正であること）
 - 政治・宗教活動に関与しないこと
 - 公序良俗に反しないこと
 - 法令・規則に違反しないこと
- ※JFA が後援している行事

3. 事業の規模・実施体制

- 実施体制が明確であり、責任者・運営者が確定していること
- 安全対策（熱中症対策、感染症対策等）が講じられていること
- 事業計画・予算が適正であること

4. 提出書類

申請時に以下の書類を提出すること：

- 行事後援申請書（協会指定様式）
- 開催要項・プログラム
- 収支予算書
- 団体の定款・規約（初回申請時）
- 役員名簿（初回申請時）
- 過去の事業実績・年間事業計画（初回申請時）
- 審判等人員の派遣を伴う後援申請は原則 6 カ月前とする。

5. 審査・承認

協会内の審査委員会にて書類審査を行い、必要に応じて面談・追加資料提出を求める

審査結果は文書にて通知

承認後、協会名義の使用が可能（ただし経費負担はなし）

6. 実施後の報告義務

行事終了後、以下の報告書類を提出すること：

- 実施結果報告書（協会指定様式）
- 行事パンフレット・写真・新聞記事等の記録資料